

別記様式（第 3 条関係）

開催記録

名 称	令和 6 年度 第 1 回会津美里町廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和 6 年 6 月 25 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 20 分まで
開催場所	会津美里町役場本庁舎 206 会議室
出席者	別添委員名簿のとおり 出席：10 名 欠席：1 名 事務局：町民税務課長 猪俣利幸 課長補佐 遠藤 香 生活環境係長 小林正裕 主査 板橋諒亮 建設水道課 課長補佐 酒井新一 上下水道係長 谷澤貞倫 主任主査 河原田裕
議 題	・副会長の選出について ・令和 5 年度ごみ排出状況について ・令和 5 年度生活排水処理及び事業実施状況について
資料の名称	
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
内容	
1 開 会（省略） 《委嘱状交付》 《職員紹介》 2 会長あいさつ 3 議 事 （1）副会長の選出について 事務局案を承認。 副会長：大堀明洋 （2）令和 5 年度ごみ排出状況について 【資料に基づき事務局より説明】 （3）令和 5 年度生活排水処理及び事業実施状況について 【資料に基づき事務局より説明】	

- (委員) 現在の会津美里町のごみの排出状況は、会津若松地方広域市町村整備組合環境センターの中でどれくらいの割合なのか。また、ごみの減量は他市町村と比較してどの程度進んでいるのか。
- (委員) 会津美里町は環境センターの処理量の約 10%となっている。ごみの減量については周辺 10 市町村の中でも進んでいる。
- (委員) 福島県はごみの量が多いと聞くが、県としてはどのようにごみ減量化に取り組んでいるのか。
- (委員) 県では、先進地の取り組みを参考にした施策の検討や事業系一般廃棄物の堆肥化を試験的实施に取り組んでいる。一般廃棄物減量の役割は市町村なので様々な取り組みを注視している。
- (委員) ごみの分別が始まったころは、ルールが守られず、自治区内のごみは乱雑な状態となっていた。地区でもこまめに指導して、今は以前より良くなった。一人ひとりのごみの適正排出に対する認識が重要だと考えている。
- (委員) 各学校内では教室等に可燃ごみ用とプラごみ用の 2 つのごみ箱を設置し、分別に取り組んでいる。ごみ標語コンクールは家族と一緒に考えてくる。
- (委員) 私の地区はプラごみより可燃ごみの方が多い。分別の状況はどうなっているのか。
- (事務局) 町としては、分別の周知徹底と生ごみ処理機の購入補助によりごみ減量化が進んでいると認識している。しかし、ごみの組成調査の結果では、可燃ごみの中に古紙や古布類、プラ製容器包装等が約 5 割入っていることが確認されているため、今後、さらに古紙類の分別徹底と生ごみ処理機の導入を推進していきたい。
- (委員) 園芸用の土が入ったプラ製の袋はどのように捨てればよいのか。
- (事務局) 家庭菜園用の土や肥料の袋の場合はごみステーションに出すことはできる。プラマークがあればプラスチック製容器包装に分別して出していきたい。
- (委員) 道路の沿線にある世帯は家の前にごみを出し、戸別で回収を行っていると思うが、町としてごみステーションの設置をもっと推進していくべきではないのか。
- (事務局) 町では家庭ごみの戸別回収は行っていない。地区に対しごみステーション設置費の補助は行っている。ごみステーションを設置することに対しては地区ごとの事情もあると思う。
- (委員) 終活や断捨離などで粗大ごみや多量ごみが増えていると思う。それを考慮するとごみ減量化を行うにはかなり難しい状況だと思う。
- (事務局) 家の片付けや整理に伴い令和元年度から増加しているのは事実。町としては分別を徹底してもらうことで対応していく。
- (委員) 一人当たりのごみの量を算出する際 10 月 1 日の人口を使用する理由とポイ捨てなどの不法投棄に対する対応を教えてほしい。
- (事務局) ここで表示している一人当たりのごみの量の算出に使う人口は現住人口を使用しているため、国勢調査の基準日である 10 月 1 日としている。
- (事務局) 町では不法投棄監視員を設置している。監視員は不法投棄物の発見だけでなく、不法投棄監視パトロールと書かれた大きなステッカーを車に貼り町内を巡回すること

で、投棄しようとする人への警告の役割も担っている。

(委員) 10月1日を基準日とする考え方は、4月1日から3月31日の1年間の中間点という説明が、子どもたちにとってはわかりやすいのでないか。

(委員) 不法投棄監視員は行政区ごとに設置されているのか。最近はあまり不法投棄監視員を見かけなくなった気がする。

(事務局) 行政区ごとではなく、赤沢地区や藤川地区などの大字ごとに設置している。不法投棄監視員は、月2回対象地区をパトロールしている。

(委員) 家電製品の不法投棄がよく見かけられる。監視員が見つけた不法投棄物はどのようにしているのか。

(事務局) 監視員が不法投棄物を見つけた場合は警告ステッカーを貼り、町も現場を確認する。警告ステッカーにより投棄物が無くならない場合は、法的な手続きを踏んで捨てられた土地の所有者・管理者に最終的な処分をお願いすることになる。

(委員) 現在の不法投棄の報告件数は何件あるのか。

(事務局) 令和6年度は現時点で17件の不法投棄の報告が上がっている。

(委員) 地域ごとに分別への意識の差があると感じる。事業系ごみが減少しているのは事業活動が減少しているのが原因ではないかと感じる。

4 その他

【事務局より事務連絡】

5 閉 会

以上、開催記録として報告します。